

平成24年度

# 償却資産申告の手引

市政につきましては、日頃よりご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋の他に償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。本市内で償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産について1月31日までに申告をお願いします。

(地方税法第383条 固定資産の申告 )

## 目次

### 第1. 償却資産の申告について

1. 償却資産とは	1
2. 申告の対象となる資産	1
3. 償却資産の対象とならない資産	1
4. 償却方法と取得価額による申告対象の一覧	1
5. 償却資産種類別具体例	2
6. 業種別償却資産具体例	2
7. 申告の手続き	3
8. 提出書類と申告の区分	4
9. 申告用償却資産リストについて	4
10. 償却資産申告書の記入方法	5
11. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法	7
12. 種類別明細書(減少資産用)の記入方法	9

### 第2. 償却資産の評価と課税について

1. 償却資産の課税事務の流れ	11
2. 評価額、決定価格及び課税標準額について	11
3. 税額の算出	12
4. 償却資産課税台帳の閲覧	12
5. 非課税とされる償却資産	12
6. 課税標準額の特例が適用される償却資産	12
7. 耐用年数の短縮又は増加償却を適用した償却資産	12
8. 減免とされる償却資産	12
9. 家屋と償却資産の区分	13
10. リース資産の区分	13
11. 国税との相違点	14

**申告書提出期限 平成24年1月31日(火)**

期限近くなりますと受付窓口が大変混雑します。  
早めの提出にご協力をお願いします。

## 提出(郵送)先及び問い合わせ先

八王子市 税務部 資産税課 償却資産担当  
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
TEL 直通 (042)620-7221  
TEL 代表 (042)626-3111 内線 2445・2455  
(注)上記以外への提出及び問い合わせはご遠慮ください。

**「電算入力」のため必ず所定の用紙をご使用ください。なお、自社で作成した用紙を使用する場合も、本市作成の申告書を必ず同封してください。**

平成24年度の申告よりインターネットを利用した電子申告(固定資産税の償却資産、法人市民税・事業所税)が可能になります。

詳しくは **ELTAX** ホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

# 第1. 償却資産の申告について

## 1. 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものです。(地方税法第341条第4号)

## 2. 申告の対象となる資産

平成24年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も対象となります。

- (1) 従業員の福利厚生のために供しているもの
- (2) 耐用年数(使用可能な期間)が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却をしているもの 注
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産であるが、事業の用に供しているもの
- (4) 簿外資産であるが、事業の用に供しているもの
- (5) 減価償却を終えて帳簿上残存価額のみ計上されている資産(耐用年数を経過した償却済資産)であるが、事業の用に供しているもの
- (6) 遊休又は未稼働の償却資産であるが、事業の用に供することができるもの
- (7) 改良費(新たな資産の取得とみなして、本体と独立して取扱います)
- (8) 清算中の法人が、清算事務の用に供しているもの及び他の者に事業用資産として貸し付けているもの
- (9) 家屋に施した建築設備・造作等(家屋と償却資産の区分は13ページを参照してください)
- (10) 大型特殊自動車  
・農耕作業用自動車  
・長さ4.70メートル超え 幅1.70メートル超え  
高さ2.80メートル超え 最高速度時速15キロメートル超え  
排気量制限なしの大型特殊自動車
- (11) 租税特別措置法の規定(中小企業者等の少額資産の損金算入の特例)を適用し、即時償却しているもの 注

## 3. 償却資産の対象とならない資産

次の資産は、償却資産の課税対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 無形減価償却資産(例:特許権、電話加入権等)
- (2) 繰延資産(例:開業費等)
- (3) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (4) リース資産(原則、貸している方が申告します)
- (5) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの) 注
- (6) 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの 注

## 4. 償却方法と取得価額による申告対象の一覧

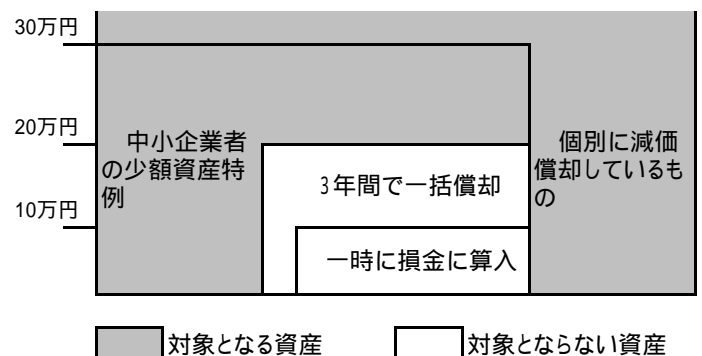
固定資産税(償却資産)において、償却方法と取得価額による申告の対象となる資産と対象とならない資産の区分は以下のとおりです。

### 対象となる資産

- 注 個別に減価償却しているもの
- 注 租税特別措置法の中小企業者の少額資産特例を適用したもの

### 対象とならない資産

- 注 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金に算入したもの
- 注 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの



## 5. 償却資産種類別具体例

償却資産の対象となる主な資産を種類別に例示しますと、次のとおりです。

資産の種類	固定資産税における償却資産の例示
1 構 築 物	広告設備、テニスコート、屋外プール、ゴルフ練習場のネット設備・芝生、緑化施設、庭園、門及び塀、屋外駐車場の舗装路面、受変電設備、内装・内部造作、その他土地に定着する土木設備、他
2 機 械 及 び 装 置	旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、ホイスト、クレーン、立体駐車場の機械装置、他
5 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(車種別番号が0・00～09及び000～099、9・90～99及び900～999までのもの)、動力運搬車、手押車(自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)、パワーショベル、構内運搬車、他
6 工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、測定・検査機器、工具、治具、取付工具、切削工具、金型、家具(事務机・応接セット等)、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務用機器、理容及び美容機器、医療機器、娯楽機器(テレビゲーム・その他各種ゲーム機器等)、生物(観賞用・興行用に供する生物に限る)、他

## 6. 業種別償却資産具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと、次のとおりです。

業 種	対 象 と な る 主 な 償 却 資 産 の 例 示
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、自動販売機、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、内装・内部造作、簡易間仕切り、駐車場設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
印 刷 業	印刷機、製版機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く)、大型特殊自動車、発電機等
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日除け等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール等
医(歯科)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、ガス(麻酔等)設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、中央監視制御装置、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等
駐 車 場 業	受変電装置、駐車装置(機械装置、ターンテーブル)、駐車料金自動計算装置、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
浴 場 業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、ポンプ、コインランドリー設備等
ホ テ ル ・ 旅 館 業	客室設備(ベット、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ機、パチンコ機取付台(シマ工事)、ゲーム機、両替機、玉貸機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備等

## 7. 申告の手続き

### (1) 申告していただく方

平成24年1月1日(賦課期日)現在、八王子市内に所在する償却資産を所有している法人又は個人の事業者の方です。

### (2) 申告書提出期限

**平成24年1月31日(火)**

期限近くになりますと窓口が大変混雑します。なるべく早めの提出にご協力をお願いします。

### (3) 申告書提出の方法

窓口で提出する場合

場所 八王子市役所 税務部資産税課 償却資産担当窓口

時間 午前8時30分～午後5時00分

上記窓口のみの受付となります。(事務所等では受けられません)

郵送で提出する場合

<送付先> 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
八王子市 税務部資産税課 償却資産担当

「申告書(控用)」の返信をご希望の場合は、切手を貼った返信用封筒に送付先を記載して申告書に同封してください。

電子申告(eLTAX)の場合

電子申告の方法についてはeLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

### (4) 申告に際してのお願い

前年中に資産の増減がなかった場合も必ず提出してください。

事業所の廃業・転出、休業等の場合も必ず提出してください。

資産がない場合も必ず提出してください。

「種類別明細書」の用紙が不足する場合はご連絡ください。

**提出いただきました申告書の中に、過年度取得資産が含まれる場合には原則、過年度分の修正申告書の提出が必要となります。**

**修正申告書の提出がない場合は、後日ご連絡をさせていただきます。**

## ご注意ください！

正当な理由がなく申告しなかった場合には、八王子市市税賦課徴収条例第56条の規定により過料に処されることがあります。

また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により、罰金刑に処されることがあります。

## 8. 提出書類と申告の区分

### (1) 提出書類

記号	提出書類	用途	記載例
A	償却資産申告書	資産の有無に関係なく必ず提出する	5ページ
B	種類別明細書(増加資産・全資産用)	増加資産がある場合に提出する	7ページ
C	種類別明細書(減少資産用)	減少資産がある場合に提出する	9ページ

### (2) 申告の区分

申告の有無	申告の区分	提出書類		注意事項
		申告書	種類別明細書	
既に申告のある事業所等 (申告用償却資産リストあり)	増加・減少なし	A		備考欄「イ資産の増減なし」に をつける
	増加・申告漏れあり	A	B	明細書に増加した資産を記入する
	減少あり	A	C	明細書に減少した資産を記入する
	増加・減少あり	A	B・C	明細書に増加・減少した資産を記入する
	資産なし	A		備考欄「ウ該当資産なし」に をつける
	廃業・転出	A		備考欄「オ廃業・転出等(年月日)」を記入する
始めて申告する事業所等	資産あり	A	B	明細書にすべての資産を記入する
	資産なし	A		備考欄「ウ該当資産なし」に をつける
自社コンピュータにより申告する事業所等	資産あり(全資産申告)	A	B	明細書に全資産と評価額を記入する
	廃業・転出	A		備考欄に廃業・転出とその年月日を記入する (転出の場合は転出先を記入)

#### 【お願い】

自社のコンピュータにより申告書を作成した場合には、お手数をおかけしますが、本市より送付しました「申告書」も併せてお送りください。

## 9. 申告用償却資産リストについて

「申告用償却資産リスト」は、すでに申告をいただいている償却資産のリストです。内容をご確認のうえ、増加・減少用の「種類別明細書」の記入にご利用ください。

平成24年度 申告用償却資産リスト										1頁	
義務者番号	11111111			住所	〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号						
				氏名	株式会社 八王子商店						
この用紙の資産の内容は、前年度までの申告に基づいてプリントされています。申告の際、ご参考にしてください。											
行番号	種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数		
					年号	年	月				
01	1	41400101	塀	1	4	13	2	1,000,000	15		
02											
03	1		小計	1				1,000,000			
04											
05	2	41500101	旋盤	10	4	14	9	10,000,000	13		
06	2	41700102	プレス	3	4	16	1	15,000,000	5		
07											
08	2		小計	13				25,000,000			
09											
10	6	41800102	机・椅子	20	4	17	10	400,000	15		
11											
12	6		小計	20				400,000			
13											
14											
15											
16											
17											
資産の種類 1...構築物 5...車両・運搬具 年号 3...昭 2...機械・装置 6...工具・器具・備品 4...平				合計	34				26,400,000		B

⑧ 帳簿上で減価償却が終った資産でも、事業用として使用している限り、償却資産の申告の対象となります。

上記リストの償却資産の内容に変更のあった場合は、同封しました「償却資産申告書」のほかに、増加資産用又は減少資産用の「種類別明細書」を必ず提出してください。

なお、変更のない場合には、「償却資産申告書」のみを提出してください。



(2) 償却資産申告書の記入方法

欄	記 入 方 法
住 所 ( 所 在 )	・電話番号を記入し、住所等に変更があった場合は、正しいものを記入してください。 ・ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数、部屋番号を記入してください。
氏 名 ( 名 称 )	・氏名、ふりがなを付して押印してください。 ・事業者が法人の場合は名称、代表者の氏名を記入し、社印又は代表者印を押印してください。 ・屋号があれば記入してください。
事 業 種 目 等	3. 事業の内容を記入してください(例:印刷業等)。事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記入してください。法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。 4. 個人の方は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。 <b>5.6.については、必ず記入してください。</b>
短縮耐用年数の有無等	7～13. 該当箇所(有無等)に「 」をつけてください。
八王子市内における事業所等資産の所在地	・八王子市内における償却資産の所在地を記入してください。 ・所在地が複数あるときは、それぞれの所在地を記入し、主たる所在地の番号に「 」をつけてください。
借 用 資 産	・該当する事項に「 」をつけてください(リース資産など)。 ・「有」に「 」をつけた場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。
事業所用家屋の所有区分	・該当する事項に「 」をつけてください。 ・事業所用家屋が複数ある場合は、所有区分ごとに「14.八王子市内における事業所等資産の所在地」の該当番号を付記してください。
備 考	・申告の内容に基づき、「 」をつけ、次のような事項を記入してください。 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名 合併等があった場合は、合併日、被合併法人の名称等 資産を共有されている場合には、共有者の住所、氏名 「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等添付した書類の名称 課税標準の特例適用資産又は非課税資産を所有されている場合は、その届出書等の名称 その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項 (例:減免の内容変更・青色申告の写)
前年前に取得したものの(イ)	・前年前に取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。 すでに本市に申告のある事業者は、取得価額が記載してありますので、内容に相違がある場合、該当箇所を訂正してください。 初めて申告する方は、この欄の記入は不要です。
前年中に減少したものの(ロ)	・前年中に減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。 減少資産用の「種類別明細書」の取得価額と同じ価額になります。 初めて申告する方は、この欄の記入は不要です。
前年中に取得したものの(ハ)	・前年中に取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。 増加資産用の「種類別明細書」の取得価額と同じ価額になります。 初めて申告する方は、前年前、前年中の区分をせず、申告する全ての資産の取得価額を記入してください。
計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	(イ)-(ロ)+(ハ)の計算をした取得価額の合計を種類別に記入してください。 前年中に資産の増減がない場合は、(イ)の取得価額を転記してください。 初めて申告する方は、(ハ)の取得価額を転記してください。

(3) 償却資産申告書記入にあたり注意すべき事項

- ・「住所(所在)」、「氏名(名称)」及び「前年前に取得したものの(イ)」は前年度までの申告の内容を印字しています。(平成23年11月8日現在)
- ・印字してある内容に変更のある場合は抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

# 11. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

## (1) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

1 平成24年度										2 所有者の住所(所在)及び氏名(名称)														
所有者コード										枚のうち														
4										3 2 枚のうち														
5 資産の名称等										1 枚 目														
行番号	資産の種類	資産コード	数量	7 取得年月			8 取得価額	9 耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		10 課税標準額	11 増加事由	11 摘要									
				年号	年	月					率	コード												
この欄の記入は不要です。										<減価残存率等> これらの欄の記入は不要です。 (本市のコンピュータで計算します)  ただし、自社のコンピュータにより申告する事業者の方は、記載してください。 (計算方式は、11ページを御覧ください)														
01	2		1	3	23	3	4 000 000	10	0.														1-2	
02	6		10	3	20	10	400 000	15	0.														1-2	
03				3					0.														3-4	
04				3					0.														1-2	
05				3					0.														3-4	
06				3					0.														1-2	
07				3					0.														3-4	
08				3					0.														1-2	
09				3					0.														3-4	
10				3					0.														1-2	
11				3					0.														3-4	
12				3					0.														1-2	
13				3					0.														3-4	
14				3					0.														1-2	
15				3					0.														3-4	
16				3					0.														1-2	
17				3					0.														3-4	
18				3					0.				1-2											
小計							4 400 000																	

(注意) 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに 印を付けて下さい。  
 「年号」の欄は、3 昭和、4 平成のいずれかに 印を付けて下さい。

第二十六号様式別表一(提出用)

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

欄	記入方法
年 度	・「24」と記入してください。
所有者の住所(所在)及び氏名(名称)	・住所(所在)及び氏名(名称)を記入してください。
枚のうち枚目	・種類別明細書(増加・全資産用、減少資産用を合わせた枚数)の総数と明細書が何枚目かを記入してください。
資産の種類	・「1.構築物」・「2.機械及び装置」・「5.車両及び運搬具」・「6.工具・器具及び備品」のうち該当する番号を記入してください(2ページ参照)。
資産の名称等	・資産の名称を20文字以内で記入してください(漢字も使えます)。
数 量	・資産の数量を記入してください。
取得年月	・資産を実際に取得した年号(「3」は昭和、「4」は平成)に「 」をつけて、年月を記入してください。
取得価額	・資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額(付帯費を含む)を記入してください。 ・圧縮記帳は認められておりませんので圧縮額を含めた取得価額を記入してください。 ・消費税については経理で用いる方式と同様にしてください。
耐用年数	・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4は除く)に掲げる耐用年数を記入してください。 ・中古資産について見積耐用年数を用いている場合、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。 ・短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
増加事由	・「1.新規取得」・「2.中古品取得」・「3.移動による受け入れ」・「4.その他」のうち該当する番号に「 」をつけてください。
摘 要	・次のような事項を記入してください。 課税標準の特例の適用がある償却資産については、その旨の表示と適用条項(例:特349の3) 貸付資産については、貸付先の住所・氏名又は名称 耐用年数に変更があった場合は、変更前の耐用年数と変更年月 耐用年数の短縮を適用している場合は、その旨の表示(例:短) 増加償却を行っている場合は、その旨の表示(例:増) その他価額の決定に当たって必要な事項

(3) 種類別明細書(増加資産・全資産用)記入にあたり注意すべき事項

- ・前年度に申告された方  
平成23年1月2日から平成24年1月1日までに取得した資産(同期間中に移動又は除却した資産は除く)を記入してください。また、平成23年1月1日以前に取得した資産で 申告する必要がある資産がありましたら記入してください。
- ・初めて本市に申告される方  
平成24年1月1日現在に市内に所有している償却資産をすべて記入してください。
- ・自社のコンピューターで申告書を作成している方  
増加した資産のみではなく、全ての資産を申告してください。

# 12. 種類別明細書(減少資産用)の記入方法

## (1) 種類別明細書(減少資産用)の記入例

① 平成24年度															
所有者コード				種類別明細書(減少資産用)						② 所有者の住所(所在)及び氏名(名称)		③			
G										八王子市元本郷町3-24-1 (株)八王子商店		2 枚のうち 2 枚 目			
④ 資産の種類 番号	⑤ 抹消コード (資産コード)	資産の名称等	⑥ 数量	⑦ 取得年月			⑧ 取得価額			⑨ 耐用年数	⑩ 減少の事由及び区分		⑪ 摘要		
				年号	年	月	十億	百万	千		円	年度		1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部
01	6	41800102	20	3	17	10			400	000	15	① 2・3・4	① 2		
⑫	2	41500101	3	3	14	9			3	000	000	13	1 ② 3・4	1 ②	当初取得価額1,000万円(数量10)のうち300万円(数量3)分減少
03				3									1・2・3・4	1・2	
04				3									1・2・3・4	1・2	
05				3									1・2・3・4	1・2	
06				3									1・2・3・4	1・2	
07				3									1・2・3・4	1・2	
08				3									1・2・3・4	1・2	
09				3									1・2・3・4	1・2	
10				3									1・2・3・4	1・2	
11				3									1・2・3・4	1・2	
12				3									1・2・3・4	1・2	
13				3									1・2・3・4	1・2	
14				3									1・2・3・4	1・2	
15				3									1・2・3・4	1・2	
16				3									1・2・3・4	1・2	
17				3									1・2・3・4	1・2	
18				3									1・2・3・4	1・2	
小計			23				3 400 000								

「年号」の欄は、3 昭和、4 平成のいずれかに 印を付けて下さい。

第二十六号様式別表第二(提出用)

(2) 種類別明細書(減少資産用)の記入方法

欄	記 入 方 法
年度	・「24」と記入してください
所有者の住所 (所在)及び氏名 (名称)	・住所(所在)及び氏名(名称)を記入してください。
枚のうち 枚目	・種類別明細書(増加・全資産用、減少資産用を合わせた枚数)の総数と、明細書が何枚目かを記入してください。
資産の種類	・「1.構築物」・「2.機械及び装置」・「5.車両及び運搬具」・「6.工具・器具及び備品」のうち該当する番号を記入してください。(申告用償却資産リスト参照)
抹消コード (資産コード)	・申告用償却資産リストに記載される「資産コード」を記入してください。
数量	・減少した数量を記入してください
取得年月	・資産を取得した年号(「3」は昭和、「4」は平成)に「 」をつけて、年月を記入してください。(申告用償却資産リスト参照)
取得価額	・減少した取得価額を記入してください。
耐用年数	・申告用資産リストに記載される耐用年数を記入してください。
減少の事由及び 区分	・減少の事由「1.売却」・「2.滅失」・「3.移動」・「4.その他」及び、減少の区分「1.全部」・「2.一部」から、該当する番号に「 」をつけてください。
摘要	・次のような事項を記入してください。 一部減少した場合の計算方法 減少の事由が「4.その他」の場合の具体的な事由 その他特筆すべき事項
資産の一部を 減少する場合	・数量、取得価額は減少した数量、取得価額を記入してください。  「記入例」 取得価額1,000万円(10台)のうち300万円(3台)減少する場合  数量 減少する分「3」を記入してください。 取得価額 減少する分「3,000,000」を記入してください。 摘要 「当初取得価額1,000万円(数量10)のうち300万円(数量3)分減少」と記入してください。

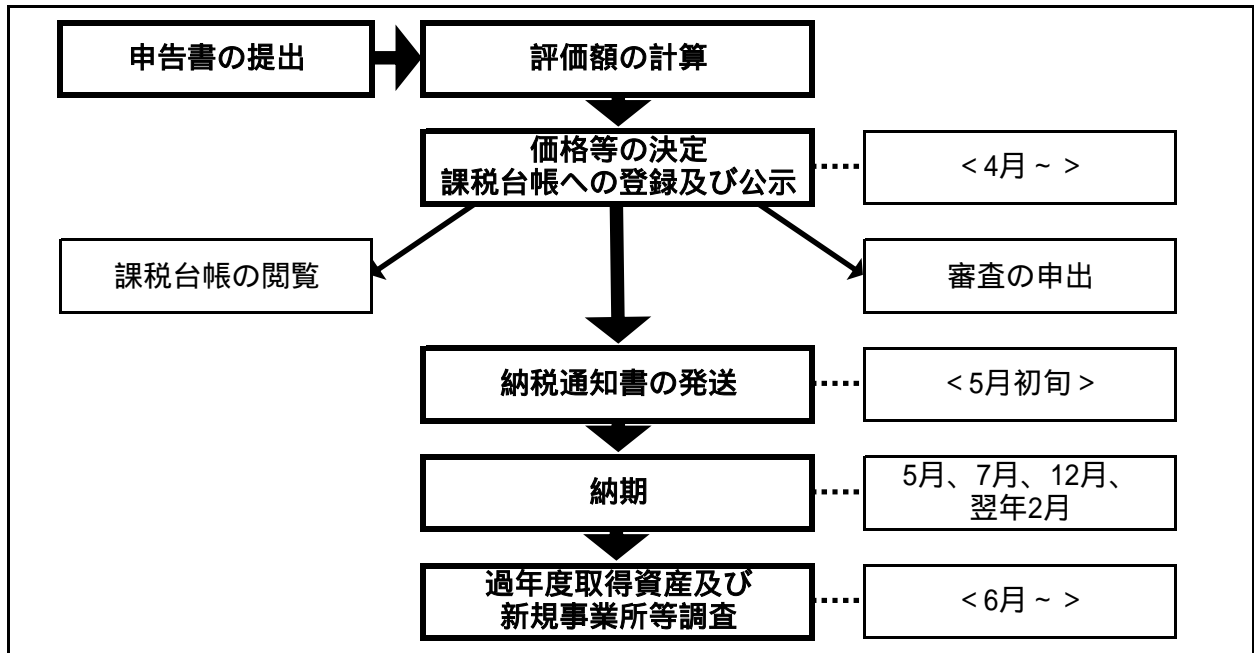
(3) 種類別明細書(減少資産用)記入にあたり注意すべき事項

- ・平成24年1月1日において「申告用償却資産リスト」と比較し、減少している資産のみ記入してください。
- ・自社のコンピューターで全資産の申告書を作成している方は、種類別明細書(減少資産用)は必要はありません。

## 第2 . 償却資産の評価と課税について

### 1 . 償却資産の課税事務の流れ

償却資産を申告していただいてから、次のように処理します。



### 2 . 評価額、決定価格及び課税標準額について

#### (1) 評価額の算出

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。

- ・固定資産税の評価額の算出にあたり、減価償却は定率法で行います。
- ・評価額は、資産を2月に取得しても11月に取得しても、初年度は半年分の減価償却を行います。

#### (2) 評価額の計算例

評価額は各償却資産ごとに次のように計算します。

##### 移動資産

(例) **前年前取得の場合** (過年度分含む)

7ページ「机・椅子」の場合  
 取得年月 平成20年10月  
 取得価額 400,000円  
 耐用年数 15年

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{「取得価額」} \times \text{「半年分(7月)の減価残存率」} \\ &\quad \times \text{「一年分(1月)の減価残存率」}^{n-1} \\ &= 400,000\text{円} \times 0.929 \times 0.858 \times 0.858 \times 0.858 \\ &= 234,711\text{円} \end{aligned}$$

n: 資産を取得した年から当該年度までの経過年数

小数点以下は「かけ算」するごとに円未満切り捨て

##### 減価残存率の出し方

耐用年数	1月	3月	7月	10月
10		(0.828)	0.897	
15	0.858		0.929	(0.964)

##### 新規資産

(例) **前年取得の場合**

7ページ「印刷設備」の場合  
 取得年月 平成23年3月  
 取得価額 4,000,000円  
 耐用年数 10年

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{「取得価額」} \times \text{「7月の減価残存率」} \\ &= 4,000,000\text{円} \times 0.897 \\ &= 3,588,000\text{円} \end{aligned}$$

#### (3) 決定価格の算出

決定価格は評価額を合計した価格になります。

#### (4) 課税標準額の決定

課税標準額は原則、決定価格と同額です。

- ・課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。
- ・課税標準の特例が適用になる資産がある場合、特例軽減額を差し引いた価額が課税標準額となります。

### 3. 税額の算出

#### (1) 税率、免税点

税率は100分の1.4(1.4%)です。

免税点は150万円です。課税標準額が免税点未満であれば課税されません。

課税標準額は本市で計算しますので、免税点に満たない場合も必ず申告してください。

#### (2) 税額の計算

課税標準額 × 1.4 / 100 (1.4%) = 税額です。

計算例 (4～10ページの資産と11,12ページの計算方法を用いています)

取得価額	評価額	決定価格	課税標準額	算出税額(課税標準額 × 税率)	税額
27,400,000	6,084,585	6,084,585	6,084,000	6,084,000 × 1.4% = 85,176	85,100

### 4. 償却資産課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づいて償却資産の価格が決定されますと、償却資産課税台帳に登録され、関係者の閲覧に供します。

また、この決定価格について不服のある場合には、市の指定する書式をもって「八王子市固定資産評価審査委員会」に対して、審査の申し出をすることができます。

### 5. 非課税とされる償却資産

地方税法第348条第2項(第3項が適用される場合を除きます)、同条第4項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、「非課税申告書」に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに提出してください。

#### 非課税の具体例

資産の種類	適用条項	添付書類
学術の研究の用に直接供する資産	地方税法第348条第2項第12号	定款(又は寄付行為)、決算書及び当該学術研究にかかる成果物等

### 6. 課税標準額の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。詳細は、資産税課へお問い合わせください。

#### 特例の具体例

資産の種類	適用条項	資産の種類	適用条項
熱供給事業用資産	地方税法第349条の3第17項	緑化施設	地方税法附則第15条第6項
公害防止設備	地方税法附則第15条第3項		

### 7. 耐用年数の短縮又は増加償却を適用した償却資産

平成23年1月2日から平成24年1月1日までの間に、耐用年数の短縮又は増加償却等の適用を受けた償却資産がある場合には、法人税法又は所得税法の規定による所得計算の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

### 8. 減免とされる償却資産

八王子市市税賦課徴収条例第53条に規定する償却資産は、施行規則第5条により固定資産が減免になります。該当する償却資産を所有されている方は、「減免申請書」に必要事項を記入のうえ添付書類とともに提出してください。

#### 減免の具体例

資産の種類	適用条項	減免額	添付書類
火災により滅失又は甚大な損害を受けたもの	別表第2第4項第2号	損害の程度に応じて算出した価格に相当する税相当額	り災(火災)証明書等
公害防止施設	別表第2第4項第13号	税額の5/6の額	公害防止施設を証する書類等
教育施設の用に供するもの	別表第2第4項第20号	税額の全額	定款又は寄付行為の分かる書類、登記簿謄本等
自転車駐車場	別表第2第4項第23号	税額の1/2の額(3年度間)	公益社団法人又は公益財団法人を証する書類、国土交通大臣の設立許可証の写し、地方公共団体の補助を受けて設置したことを証する書類(協定書)等

## 9. 家屋と償却資産の区分

家屋と償却資産とは、家屋と建築設備等との所有関係や建築設備の性格等に応じて、次のように区分して取り扱われます。

家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	家屋の所有者と設備等の所有者			
		同じ場合			
		家屋	償却資産		
内装・造作	床・壁・天井の仕上げ等の内装・造作			全 て 償 却 資 産	
外構工事	工事一式				
電気設備	受・変電設備				
	予備電源設備				
	電力引込設備				
	火災報知器				
	電灯・照明設備	屋外設備			
		屋内設備			
	電力配線設備	特定の生産用又は業務用の設備 上記以外			
	電話設備	電話機・交換機等の機器 上記以外			
	拡声設備	マイク・スピーカー・アンプ等の機器 上記以外			
	インターホン設備	インターホン機器 上記以外			
ITV設備	受像機(テレビ)、カメラ 上記以外				
給排水設備	屋外設備・引込工事				
	上記以外				
給湯設備	局所式(湯沸器等)				
	中央式(ユニットバス・洗面所用等)				
ガス設備	屋外設備・引込工事、特定の生産用又は業務用の設備 上記以外				
衛生設備	設備一式				
換気設備	設備一式				
避雷設備	設備一式				
空調設備	ルームエアコン、特定の生産用又は業務用の設備				
	上記以外				
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等				
	消火栓設備、スプリンクラー設備等				
運搬設備	工場用ベルトコンベア				
	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーダー等				
厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店・寮・病院・社員食堂等の設備				
	上記以外				
洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、ホテル・寮・病院等の設備				
	上記以外				
その他の設備等	冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、POSシステム、看板、ネオンサイン、簡易間仕切、機械式駐車場、カーテン・ブラインド等				

賃貸ビル等で事業を営んでいる方(テナント)が、自ら費用を負担して内装工事及び建物附属設備工事を行ったものについては、地方税法第343条第9項の規定により、賃借人(テナント)を所有者として取り扱います。

賃借人の方(テナント)は、全ての附属設備について償却資産として申告してください。

## 10. リース資産の区分

リース資産は原則貸主が申告します。ただし、契約の形態や契約終了時の資産の所有権等に応じて、借主が申告する場合があります。

### リース資産の申告の区分

リースの種類	内 容	申 告	所 有 者
オペレーティング リース	契約により導入し契約期間の満了時に返還する。 資産の管理は原則として貸主が行う。 リース中の契約の解除も予告期間において有効。	貸主(リース会社)	貸主(リース会社)
ファイナンス リース	所有権移転外 ( に該当しない)	原則借主 (ユーザー)	貸主と借主の共有
リース中にリース料の支払いを受け物件の価格の全額を回収する。  資産の管理、使用に伴い発生する費用は借主が負担する。  リース中の契約の解除を原則認めない。	所有権移転 次のいずれかに該当する又は準ずるもの 1.著しく有利な価格で所有権を移転するリース資産 ・所有権を借主に譲渡するもの ・無償と変わらない名目で再リースするもの ・資産を割安で購入できるもの(割安購入選択権付リース) 2.専属使用のリース資産 ・構築物、特別な仕様の機械装置等、貸主に返還されても再び他に賃貸、譲渡することが困難なもの 3.識別困難なリース資産 ・資産の性質、使用条件等によりリース資産が特定できないもの 4.リース期間と耐用年数 ・リース期間が耐用年数に比べて相当短いもの		
所有権留保付 割賦販売	売買が行われた場合に売買代金の全部又は一部の支払いを受けるまで所有権を売主に留保する。		

「地方税法の施行に関する取扱について」第3章10により原則借主が申告するとされる。

## 11. 国税との相違点

国税と地方税の取扱いが違う場合があります。

項 目	国 税 の 取 扱 い ( 法 人 税 法 ・ 所 得 税 法 )	地 方 税 法 の 取 扱 い ( 固 定 資 産 税 )
償 却 計 算 の 基 準 日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減 価 償 却 の 方 法	定率法、定額法等の 選 択 制 度	一般の資産は定率法
前 年 中 の 新 規 取 得 資 産	月 割 償 却	半年償却(1/2)
圧 縮 記 帳 の 制 度	あ り	な し
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却 ( 租 税 特 別 措 置 法 )	あ り	な し
増 加 償 却	あ り	な し
評 価 額 の 最 低 限 度	1円まで償却可能	取得価額の100分の5
改 良 費 の 評 価 方 法	合 算 評 価	区 分 評 価
中小企業者の少額減価償却資産の 損金算入の特例(租税特別措置法)	あ り	な し

この手引に記載する法令・条文等の内容は平成23年10月現在のものです。

## 償 却 資 産 月 割 減 価 残 存 率 表

耐 用 年 数	取得月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	減価率												
1	0.000												
2	0.684	0.316	0.373	0.430	0.487	0.544	0.601	0.658	0.715	0.772	0.829	0.886	0.943
3	0.536	0.464	0.508	0.553	0.598	0.642	0.687	0.732	0.776	0.821	0.866	0.910	0.955
4	0.438	0.562	0.598	0.635	0.671	0.708	0.744	0.781	0.817	0.854	0.890	0.927	0.963
5	0.369	0.631	0.661	0.692	0.723	0.754	0.784	0.815	0.846	0.877	0.907	0.938	0.969
6	0.319	0.681	0.707	0.734	0.760	0.787	0.813	0.840	0.867	0.893	0.920	0.946	0.973
7	0.280	0.720	0.743	0.766	0.790	0.813	0.836	0.860	0.883	0.906	0.930	0.953	0.976
8	0.250	0.750	0.770	0.791	0.812	0.833	0.854	0.875	0.895	0.916	0.937	0.958	0.979
9	0.226	0.774	0.792	0.811	0.830	0.849	0.868	0.887	0.905	0.924	0.943	0.962	0.981
10	0.206	0.794	0.811	0.828	0.845	0.862	0.879	0.897	0.914	0.931	0.948	0.965	0.982
11	0.189	0.811	0.826	0.842	0.858	0.874	0.889	0.905	0.921	0.937	0.952	0.968	0.984
12	0.175	0.825	0.839	0.854	0.868	0.883	0.897	0.912	0.927	0.941	0.956	0.970	0.985
13	0.162	0.838	0.851	0.865	0.878	0.892	0.905	0.919	0.932	0.946	0.959	0.973	0.986
14	0.152	0.848	0.860	0.873	0.886	0.898	0.911	0.924	0.936	0.949	0.962	0.974	0.987
15	0.142	0.858	0.869	0.881	0.893	0.905	0.917	0.929	0.940	0.952	0.964	0.976	0.988
16	0.134	0.866	0.877	0.888	0.899	0.910	0.921	0.933	0.944	0.955	0.966	0.977	0.988
17	0.127	0.873	0.883	0.894	0.904	0.915	0.925	0.936	0.947	0.957	0.968	0.978	0.989
18	0.120	0.880	0.890	0.900	0.910	0.920	0.930	0.940	0.950	0.960	0.970	0.980	0.990
19	0.114	0.886	0.895	0.905	0.914	0.924	0.933	0.943	0.952	0.962	0.971	0.981	0.990
20	0.109	0.891	0.900	0.909	0.918	0.927	0.936	0.945	0.954	0.963	0.972	0.981	0.990
21	0.104	0.896	0.904	0.913	0.922	0.930	0.939	0.948	0.956	0.965	0.974	0.982	0.991
22	0.099	0.901	0.909	0.917	0.925	0.934	0.942	0.950	0.958	0.967	0.975	0.983	0.991
23	0.095	0.905	0.912	0.920	0.928	0.936	0.944	0.952	0.960	0.968	0.976	0.984	0.992
24	0.092	0.908	0.915	0.923	0.931	0.938	0.946	0.954	0.961	0.969	0.977	0.984	0.992
25	0.088	0.912	0.919	0.926	0.934	0.941	0.948	0.956	0.963	0.970	0.978	0.985	0.992
30	0.074	0.926	0.932	0.938	0.944	0.950	0.956	0.963	0.969	0.975	0.981	0.987	0.993
35	0.064	0.936	0.941	0.946	0.952	0.957	0.962	0.968	0.973	0.978	0.984	0.989	0.994
40	0.056	0.944	0.948	0.953	0.958	0.962	0.967	0.972	0.976	0.981	0.986	0.990	0.995
45	0.050	0.950	0.954	0.958	0.962	0.966	0.970	0.975	0.979	0.983	0.987	0.991	0.995
50	0.045	0.955	0.958	0.962	0.966	0.970	0.973	0.977	0.981	0.985	0.988	0.992	0.996
60	0.038	0.962	0.965	0.968	0.971	0.974	0.977	0.981	0.984	0.987	0.990	0.993	0.996
70	0.032	0.968	0.970	0.973	0.976	0.978	0.981	0.984	0.986	0.989	0.992	0.994	0.997
80	0.028	0.972	0.974	0.976	0.979	0.981	0.983	0.986	0.988	0.990	0.993	0.995	0.997